

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年11月29日
【会社名】	そーせいグループ株式会社
【英訳名】	Sosei Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長CEO クリストファー・カーギル
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目1番地
【電話番号】	03(5210)3290（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役副社長CCO 吉住 和彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目1番地
【電話番号】	03(5210)3290（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役副社長CCO 吉住 和彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,431,706,696円 （注） その他の者に対する割当の金額は、本有価証券届出書提出日の時価を基礎として算出された見込額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2023年11月29日付で臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。これに伴い、2023年4月7日付で提出した有価証券届出書並びに2023年5月12日付、2023年7月27日付、2023年8月4日付、2023年8月8日付、2023年11月10日付及び2023年11月28日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書について、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加し、必要な修正をするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第三部 参照情報
 - 第1 参照書類
 - 第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第33期（自2022年1月1日 至2022年12月31日） 2023年3月23日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第34期第1四半期（自2023年1月1日 至2023年3月31日） 2023年5月12日関東財務局長に提出

事業年度第34期第2四半期（自2023年4月1日 至2023年6月30日） 2023年8月8日関東財務局長に提出

事業年度第34期第3四半期（自2023年7月1日 至2023年9月30日） 2023年11月10日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年11月28日）までに、次の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年3月23日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年7月27日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を2023年11月28日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第33期（自2022年1月1日 至2022年12月31日） 2023年3月23日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第34期第1四半期（自2023年1月1日 至2023年3月31日） 2023年5月12日関東財務局長に提出

事業年度第34期第2四半期（自2023年4月1日 至2023年6月30日） 2023年8月8日関東財務局長に提出

事業年度第34期第3四半期（自2023年7月1日 至2023年9月30日） 2023年11月10日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年11月29日）までに、次の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年3月23日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年7月27日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を2023年11月28日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき2023年11月28日付で提出した臨時報告書の訂正報告書を2023年11月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照情報としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年11月28日）までの間において変更があった事項は、以下のとおりです。変更箇所を下線で示しております。また、以下の「事業等のリスク」の見出しに付された項目番号は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年11月28日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

< 後略 >

（訂正後）

参照情報としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年11月29日）までの間において変更があった事項は、以下のとおりです。変更箇所を下線で示しております。また、以下の「事業等のリスク」の見出しに付された項目番号は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年11月29日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

< 後略 >